

木更津警察署からのお知らせ



立入禁止 KEEP OUT 警察 POLICE 立入禁止 KEEP OUT 警察 POLICE 立入禁止

令和8年7月14日から

ドローン等の飛行禁止エリアが

1,000㎡に拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には、警察等への事前通報が必要です。

飛行禁止エリアは重要施設

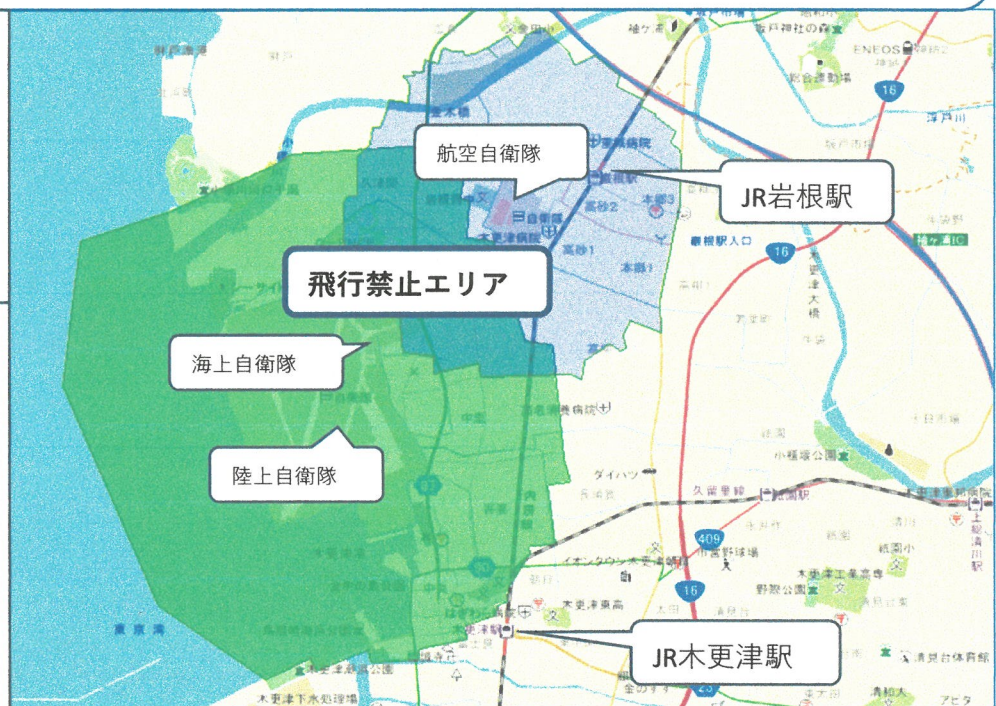
- ①国の重要な施設等（国会、皇居等） ②外国公館等
③防衛関係施設 ④空港 ⑤原子力事業所



の敷地等の周囲に指定されており「おおむね300m」から「おおむね1,000m」に拡大

木更津市内は、
『吾妻』『岩根』
を中心に飛行禁止エ
リアが指定されてい
ます。

飛行禁止エリアでド
ローン等を飛行させ
る場合には、千葉県
公安委員会（警察）
等への事前通報が義
務付けられています。



事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに行う必要があります。

都道府県公安委員会 警察

飛行禁止エリアを管轄する警察署を通じて都道府県公安委員会に通報する必要があります。警察署の窓口のほか、**e-Gov電子申請サービス**からオンラインで通報することができます。

e-Gov電子
申請サービス



事前通報には、

- ・ ドローン等の機体の提示又は写真
- ・ 飛行地図
- ・ 当該対象施設の管理者等から同意を証明する書面の写し

なども必要になるため時間に余裕を持った手続をお願いいたします。

詳しくは警察庁のウェブサイトをご確認ください。

警察庁web



違反には罰則が創設されています

木更津警察署 0438-22-0110